

ARIBからのお知らせ

M/Nバンドを使用する音声STL/TTL/TSL及び監視・制御固定局に関する照会相談業務の追加について (放送事業関連)

当会では、電波法第102条の17に基づき総務大臣から電波有効利用促進センターの指定を受け、混信に関する調査など無線局の開設等に必要な照会相談に応じる等の業務を実施しておりますが、この度、以下のとおり放送事業関連の照会相談業務を追加しましたのでお知らせします。

※ 詳細は社団法人電波産業会 (ARIB) ホームページを参照願います。

URL: <http://www.arib.or.jp/index.html>

1 新たに追加した照会相談業務

- (1) Mバンド (6.5GHz帯) 及びNバンド (7.5GHz帯) を使用する音声STL/TTL/TSL
- (2) Mバンド (6.5GHz帯) 及びNバンド (7.5GHz帯) を使用する監視・制御固定局

2 開始月日

平成21年2月2日

参考)

A～Gバンド映像STL/TTL/TSL及びM/Nバンド映像STL/TTL/TSLについては、既に照会相談業務を行っております。

問合せ先

利用促進部 放送業務担当

TEL : 03-5510-8591

FAX : 03-3592-1103

ARIBの動き

第67回電波利用懇話会が開催される

2月4日に、東海大学校友会館阿蘇の間において、第67回電波利用懇話会を開催しました。

今回は、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課課長補佐の山口修治様を講師にお迎えし、「3.9世代等新たな移動通信システムの導入に向けて」という演題で開催しました。

3.9世代移動通信システムをめぐる潮流、3.9世代移動無線システム、第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) 、広帯域無線アクセスシステム (BWA) 、ワイヤレス分野の国際競争力の強化等についてご講演をいただきました。

130名余りの受講者の皆様には熱心に聴講をいただきました。



第67回電波利用懇話会の様子

総務省 山口課長補佐

電気通信・放送行政の動き

簡易型船舶自動識別装置の導入等に伴う関係省令の一部改正案及び
周波数割当計画の一部変更案の電波監理審議会への諮問並びに意見募集

(平成21年2月4日総務省報道発表)

総務省は、簡易型船舶自動識別装置の導入等に伴う無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案及び周波数割当計画の一部を変更する告示案（以下「諮問省令案等」といいます。）について、電波監理審議会（会長：濱田 純一 東京大学副学長）に諮問しました。

つきましては、諮問省令案等及びそれに関係する省令案について、平成21年2月4日から平成21年3月6日（金）までの間、国民の皆様から広く意見を募集します。

1 改正の背景等

(1) 簡易型船舶自動識別装置の導入

船舶自動識別装置（AIS:Automatic Identification System 以下「AIS」という。）は、船舶の船名、呼出符号等の静的情報や位置、速度、針路等の動的情報等を相互に発信し合い、それらの情報を把握することで衝突回避など船舶の航行の安全に寄与するものであり、海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づいて大型船舶(注)に設置が義務付けられています。

一方、小型船舶にはAISの設置が任意であること、価格面等の理由から普及が進んでいない状況です。

これを受け、小型船舶の安全性の向上を増進する観点から、国際標準化された小型・安価で機能を簡略化した簡易型AISを我が国でも導入を図るべく、情報通信審議会においてその技術的条件について審議が行われ、平成20年6月に答申を得たところです。

今般、総務省では、情報通信審議会の答申を踏まえ、簡易型AISの早期導入を図るため、船舶局の無線設備に簡易型AISを追加するとともに、技術基準適合証明設備の対象とするため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部改正並びに周波数割当計画の一部変更するものです。

(注) 国際航海に従事する旅客船、総トン数300トン以上の旅客船以外の船舶及び国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶

(2) 日本語ナビテックス受信機の技術的条件の緩和

ナビテックス受信機は、船舶に向けて放送される航行警報、気象警報、気象予報等の海上安全情報を文字情報として受信するための無線設備であり、英語を用いる国際ナビテックスと日本語を用いる日本語ナビテックスの2種類があります。現在、国際ナビテックス受信機については、受信した情報を印字又は画面表示する機能のいずれかを備えればよいこととされているが、日本語ナビテックス受信機については、印字機能のみが要件とされています。

今般、総務省では、日本語ナビテックス受信機についても画面表示のみも選択可能とするため、無線設備規則の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 簡易型船舶自動識別装置の導入

ア 簡易型船舶自動識別装置を船舶局の無線設備の機器に追加すること。

- イ 簡易型船舶自動識別装置を技術基準適合証明設備の対象とすること。
- ウ 簡易型船舶自動識別装置の定義及び具備すべき周波数を規定すること。
- エ その他所要の規定を整備すること。

(2) 日本語ナビテックス受信機の技術的条件の緩和

日本語ナビテックス受信機においてナビテックス情報を印字表示以外の画面表示でも可能とすること。

3 意見公募対象及び意見提出要領等

意見公募要領（意見公募対象、資料入手方法、意見の提出方法、意見提出期限、留意事項等）は、下記の総務省ホームページを参照して下さい。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/090204_5.html

4 今後の予定

皆様から寄せられた意見及び電波監理審議会の答申を踏まえ、関係省令案等の改正を速やかに行う予定です。

<<関連報道資料>>

簡易型AIS及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件について（情報通信審議会からの一部答申）（平成20年6月12日報道発表）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080612_1.html

平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る
「参入希望者に対する説明会」の開催について

（平成21年2月4日総務省報道発表）

総務省は、平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務認定に関する「参入希望者に対する説明会」を平成21年2月24日に開催する予定です。

「参入希望者に対する説明会」の開催概要

1 会議名称

参入希望者に対する説明会

2 開催場所及び開催日時

(1) 開催場所

総務省 第一～第三会議室（地下2階）【定員90名程度】

（東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館）

http://www.soumu.go.jp/menu_03/annai/map-1.html

(2) 開催日時

平成21年2月24日（火）14時00分～16時00分

(3) 対象者

平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務への参入を希望する方

(4) 主な内容（予定）

ア 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度の説明

イ 具体的な認定手続及びスケジュールの説明

ウ 質疑応答

(5) 参加申し込みの方法

詳細は、下記の総務省ホームページを参照して下さい。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/090204_11.html

編集後記

今回は、最近感動した映画をご紹介します。タイトルはシャイン・ア・ライトで、ザ・ローリング・ストーンズのライブ映画です。ストーンズは、1960年代から現在まで40年以上、一度も解散することなく第一線で活動を続けるロック・バンドで、ご存じない方はいないと思います。

何が感動したかという、ミックやキースは既に66歳で、写真で見るともう老人の域に入っているように見えますが（特にキースは）、映像では元気一杯で、ステージの迫力と興奮が伝わってきました。この職場はどちらかと言うと中高齢者が多いのですが、元気一杯で仕事をしております。皆様も、いろいろな所から感動を貰って、これからも頑張っていきましょう。

（敬天愛人）